

真庭市立湯原小学校いじめ防止基本方針

令和6年度

いじめに関する現状と課題

- ・児童の訴えや保護者から連絡があったこと、不快な思いをした児童などの状況を把握し、共有し、対応することを心がけてきた。本校の事案をみたとき、学年をまたいでいたり、思いの行き違いがあつたりということもあつた。全教職員が全児童を見守る体制を引き続き大切にして関わっていく。また併せて、学校だけではなく地域や保護者の協力を得ながら指導をすすめていくことが求められる。
- ・全体的に児童のコミュニケーション能力がまだ十分ではないため、それがもとで起こるトラブル、遊びが高じたもの、自分の思いが通らなくて間違った行動に現れたものなど、いじめの事案に進む可能性は常にあると考えられる。児童の発達を支え現状把握に努め、積極的認知を行い、よりよい関わりを学ぶことができるよう集団づくりに学校全体で取り組んでいく必要がある。
- ・生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、児童はSNS等も利用しており、今後書き込みなどによるトラブルも懸念される。平時のよりよい過ごし方を促しながら実態把握と未然防止の取組を継続し、すべての教職員と連携を深め学校全体で取り組んでいく必要がある。
- ・アンケートや日々の観察によるいじめの早期発見やいじめにつながりそうなトラブルの発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげて取組を推進するために、いじめ対策委員会を中心に、関係各機関とも連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、全職員がそれぞれの立場から実効ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会や自己決定の場を設けることで、自尊感情や充実感を高められる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために学期1回のアンケートを実施し、学級経営や教育相談に生かし、得られた情報を職員間で共有できるようにする。
- ・普段からの対話を大切にし、アンケートをもとに、教育相談週間を設け、児童と向き合って話をする時間をとり、児童理解に努める。
- ・人権参観日を設定し、保護者や地域と共にいじめを許さない姿勢や人との関わり方を考え、学ぶ時間を共有する。

<重点となる取組>

- ・SNS等の利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力を向上させるための教職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」「なかよし週間」において、学校、児童会、学級での取組を工夫し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・Q-Uを実施し、学級集団を分析し、全職員で児童の実態を共有することでその後の対応などを検討していく。

保護者・地域との連携	学校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none">・学校基本方針をPTA総会で保護者に説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。・学期1回の教育相談の日(希望懇談、すこやか懇談、SC来校日)を設け、保護者が教職員やSCに相談しやすい環境を作る。・学校運営協議会や民生委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。・学校便りやホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためにPTAを対象とした研修会を実施する。	<p>いじめ防止対策委員会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none">・学期1回。随時。 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none">・職員終礼等で全職員に伝達。緊急の場合は臨時会議の招集 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none">・校内 　　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等・校外 　　SC、SSW、警察諸機関、学校運営協議会、PTA会長、専任相談員等、県生徒指導課、市教委 <p>全教職員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none">・市教育委員会、保健師、青少年専任相談・発達発育支援センター <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none">・情報の共有、児童支援、保護者支援・SC、SSWの派遣 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none">・教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none">・真庭警察署・禾津駐在所・湯原温泉駐在所 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none">・情報交換、インターネットモラル教室・非行防止教室の実施等・必要に応じて連絡会議 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none">・教頭

学校が実施する取組		
① 発達支持的生徒指導	(職員研修)	<ul style="list-style-type: none">・すべての児童を対象に、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発揮を支えるための研修を行う。児童の様子や発達を見取る研修を行う。 (立ち位置と働きかけ)・日々の挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを大切に行う。・特定の課題を意識することなく、全ての児童を全ての教職員が見守る体制を継続する。・日々の授業や行事等で誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (学校外との連携)・児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重されるというスタンスを重視し、CSや関係機関とつながり市民性教育をすすめる。・平常時から、SCやSSW、社会福祉士や民生委員、発達発育センターや保健師等の地域力を得ながら教育活動を通して、発達を支える。
② 課題早い未然の防止	(職員研修)	<ul style="list-style-type: none">・教職員の理解を深める研修として、いじめや課題にかかわるものを夏季休業中などに実施する。特に児童のネット利用の状況と指導上の留意点について。・長期休業中に、Q-Uを活用した人間関係づくりや学級づくりについての研修を講師を招聘して行う。 (特別活動・居場所づくり)・なかよし人権週間などを通して、児童が自ら考え行動できる機会を設定し、いじめ防止についての意識を高める取組をすすめる。・児童と向き合う時間を確保し、共に遊んだり対話をしたりしながら児童と職員の関係づくりをスムーズにする。 (情報モラル教育)・ネットでのいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を発達段階、実態に応じて行う。低学年では、特に素地となるコミュニケーション能力を高められるような学習を工夫する。
③ 課題早期発見	(実態把握)	<ul style="list-style-type: none">・児童の実態把握のためのアンケートを学期1回程度実施し、それをもとに、児童との教育相談を行う。また、普段の生活から小さな変化を見ることができるよう児童と話をしたり観察したり関係づくりに努める。いじめやいじめにつながる課題の早期発見を図る。 (相談体制の確立)・担任、養護教諭だけでなく全ての教職員が児童からのサインを見逃すことなく、何気ない声かけを行ったり、児童のいじめや問題の訴えを聞いたりし、向き合う時間の確保に努める。 (情報共有)・児童の気になる変化や行為があった場合、その日のうちにケース会議等をもち、教職員間で情報を共有し、対応する。保護者との話し合いも、積極的に働きかける。・家庭への啓発・見逃さない意識で、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子の見方や接し方について、通信・懇談・講演会や研修等を通じて啓発を行う。
④ 困難課題早いへの対処	(いじめの有無の確認)	<ul style="list-style-type: none">・児童がいじめを感じているという情報があつたり、いじめの可能性があると見られる時は、ただちに事実確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討)・いじめ等への組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。その後全職員で情報共有する。 (いじめられた児童への支援)・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導)・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるということや、相手の心身に及ぼす影響などに気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を続ける。 (いじめの終結・解決)・いじめが解決したかどうかは、いじめられた当該児童とその保護者と学校職員が懇談し、保護者の了解を得て「終結・解決」とする。